[事案 30-174] がん給付金支払請求

· 平成 31 年 2 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の告知妨害等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しおよび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

糖尿病およびがんにより入院・手術をしたので、平成29年3月に契約した利率変動型積立保険にもとづき、給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除された。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消して、給付金を支払ってほしい。

- (1)告知書の「いいえ」に丸を付けたのは募集人であり、そもそも告知をしていないので、告知義務違反にはあたらない。
- (2) 仮に告知をしていたとしても、募集人に、会社の健康診断で問題があったことを告げ、糖尿病については通院と投薬をしていたことを告げたのに、募集人が「いいえ」に丸を付けたことは告知妨害にあたる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は自ら告知書の「いいえ」に丸を付けて告知している。
- (2) 募集人は、申立人が主張する内容を告げられておらず、また、申立人は自ら告知書の「いいえ」に丸を付けて告知しているので、告知妨害はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握する ため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反があったことが認められる一方、募集人に告知妨害があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。